

仕 様 書

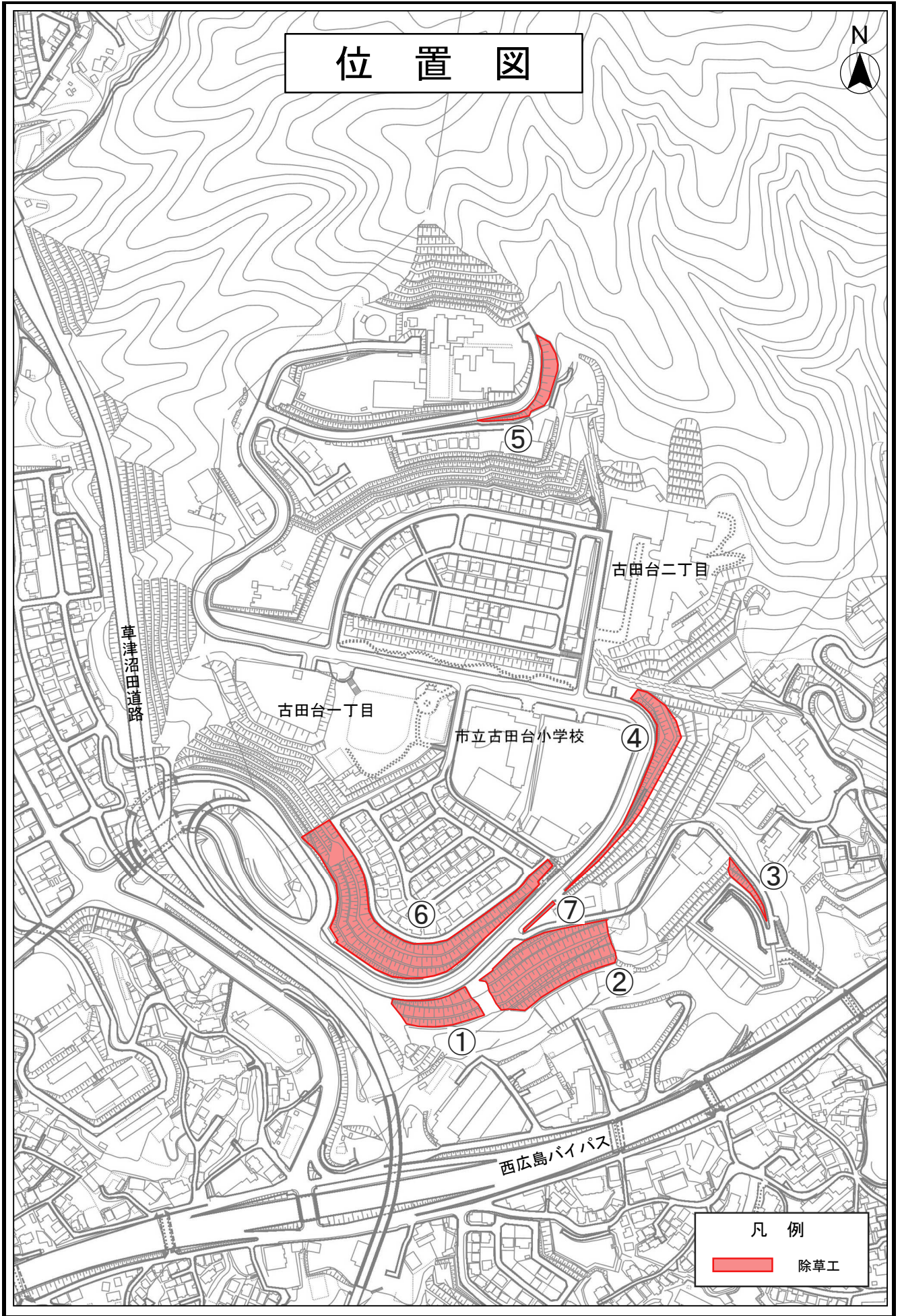
- 1 本仕様書は、古田台道路法面除草業務に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、別添のとおりとする。
なお、地元関係者等との調整により施工時期に変更が生じる場合には、本市の指示に従い施工すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より 30mm 以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。交通誘導員は 1 日あたり 1 名以上配置すること。
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 除草作業にあたっては、ソメイヨシノ、キンモクセイ等の法面に植栽されている樹木及び地被類等を誤って刈り取る事のないよう十分注意すること。
- 14 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

古田台道路法面除草業務

令和8年度

番号	数量			施行時期	
	1回分 (m2)	回数	延面積 (m2)	着手日	完了日
1	2,950.0	1	2,950.0	7月27日	8月10日
2	9,600.0	1	9,600.0	7月27日	8月10日
3	688.0	1	688.0	7月27日	8月10日
4	4,697.0	1	4,697.0	7月27日	8月10日
5	932.0	1	932.0	8月18日	9月30日
6	8,163.0	1	8,163.0	8月18日	9月11日
7	204.0	1	204.0	8月18日	9月30日
合計			27,234.0		
契約数量			27,200		

位置図



凡例

 除草工

積算参考資料

業 務 名 古田台道路法面除草業務

履行場所 西区古田台一丁目ほか

提 示 項 目	提 示 事 項		
諸経費関係	工 種	施行地域・施行場所区分	その他補正
	道路維持工事	大都市（2）	なし
安全対策関係	交通誘導警備員(B)を延べ29人見込んでいる。		
処分費関係	処分量は11.1t見込んでいる。		

（注） この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、委託契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。